

日本スマートフォンセキュリティフォーラム

Japan Smartphone Security Forum

JSSEC

設立総会議案書

はじめに

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款の承認の件 |
| 第2号議案 | 第一期活動計画承認の件 |
| 第3号議案 | 第一期予算承認の件 |
| 第4号議案 | 理事・監事選任の件 |

2011年5月25日

於 TKP 八重洲カンファレンスセンター

はじめに

設立の趣旨

最近のスマートフォンやタブレット型端末(以降スマートフォン)は、個人への普及が目覚ましいものがあり、今後もその利用は拡大することが予想されます。また、企業・組織団体においても、業務の効率化や生産性の向上、ならびに新しい事業基盤の中核ツールとして大きな期待がもたれており、ビジネス分野においても、今後、普及・利用が拡大することが期待されています。

しかし、スマートフォンの活用については、その特徴から来る様々なセキュリティ上の課題により、特にビジネス分野での活用にあたって、関心はあっても導入に踏み切れないことや利用の促進が妨げられることなどが懸念されます。

これらビジネス分野での活用にあたっての課題解決のためには、企業・組織団体等の利用者が安心して高度なサービスを受けられるとともに、提供者側で実装すべきセキュリティレベルの理解を社会に浸透させることにより、提供者も安心して事業推進を行える環境を整備することがまずは肝要と考えます。例えば、アプリケーションやサービス等について、企業・団体における利用者が信頼性やリスクを判断できるようにするためのガイドライン等を作成・共有することにより、一定以上のセキュリティレベルの維持を利用者・提供者双方で行っていくことなどが考えられます。

こうした取組の定着を図りつつ、情報セキュリティリテラシーの向上を行うことで、いっそう高度な活用を促進し、利用者・提供者双方の成長が図られるものと考えます。

そして、これらの活動を通じ、社会経済全体として信頼性の向上が図られることは、利用者側、提供者側双方の競争力を強化し、特にセキュリティを切り口とした「信頼できるニッポン！」ブランド形成の一助となり、グローバル市場に向けたアピールにも繋がっていくものと考えます。

以上の趣旨のもとに、日本スマートフォンセキュリティフォーラムを、設立いたしたいと考える次第です。

第1号議案 定款の承認の件

日本スマートフォンセキュリティフォーラム

定款

第1章 総則

第1条 (名称・事務所)

本団体は、日本スマートフォンセキュリティフォーラムという。なお、英文表記は Japan Smartphone SEcurity Forum(略称 JSSEC)とする。

本団体の事務所は東京都港区に置く。

第2条 (目的)

本団体は、以下の実現により、スマートフォンセキュリティの向上に寄与し、スマートフォンの普及をはかることを目的とする。

1. 利用者が安心して高度なサービスを受けられるようにする。
2. 実装すべきセキュリティレベルの理解を社会に浸透させ、提供者も安心して事業推進を行えるようにする。
3. 利用者のセキュリティリテラシー向上のための活動を行い、さらに高度なサービスを受けられるようにする。
4. セキュリティを切り口とした「信頼できるニッポン！」を確立しグローバル市場へアピールする。

第3条 (活動)

本団体は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. スマートフォンの利用や技術に関するセキュリティに有益な情報の交換や提供を行う。
2. スマートフォンセキュリティの利用や技術に関するセキュリティに係る調査や研究を行う。
3. スマートフォンセキュリティの普及、啓発を促進するための活動を行う。
4. 各号に掲げるものの他、第2条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会員

第4条 (種別)

1. 本団体の会員は、次の3種とする。

- 1) 幹事会員

本団体の目的に賛同して入会し、本団体の運営及び活動に参画する企業及び団体

- 2) 正会員

本団体の目的に賛同し、本団体の活動に参画するために入会した企業及び団体

3) 特別会員

理事会にて承認された団体または個人

2. 幹事会員、正会員及び特別会員の入会、資格の喪失及び除名の条件、手続等は、本定款に定めるほか、理事会(第27条～第35条にて規定)が別に定める細則に従うものとする。

第5条 (入会)

1. 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。
 - 1) 本団体の活動に貢献する意思を有すること
 - 2) 本団体または本団体と類似する目的を有する団体から除名等の不利益処分を受けたことがないこと
2. 入会を希望する企業・団体は、理事会が別に定める入会申込書により理事会に申し込むものとする。入会の可否は理事会において審議の上決定する。

第6条 (入会金及び会費)

会員は、本定款もしくは理事会において別に定める細則に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

第7条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき
- 2) 本人が死亡もしくは失踪宣告、または会員である団体が消滅したとき
- 3) 本団体から除名されたとき

第8条 (退会)

会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

第9条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により、これを除名することができる。但し、当該会員は理事会またはそれに準ずる場で当該除名理由に対して弁明の機会を与えられるものとする。

- 1) 本定款のほか、本団体の規則または理事会の決定に違反したとき
- 2) 本団体の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 3) 会費の納入を一定期間怠ったとき

第10条（拠出金品の不返還）

会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はいかなる場合も返還しない。

第3章 役員

第11条（種別及び定数）

1. 本団体に、次の役員を置く。
 - 1) 会長 1名
 - 2) 理事 3名以上
 - 3) 監事 1名以上
2. 会長は理事を統括する。
3. 理事の若干名を副会長とする。

第12条（選任等）

1. 会長及び副会長は、理事会において選任する。
2. 理事及び監事は、理事会において推薦し、総会にて承認を得る。
3. 幹事会員は、若干名を役員候補として指名することができる。役員候補を指名しようとする会員は、あらかじめ理事会の定める手続きに従って理事会に届け出なければならない。

第13条（職務）

1. 会長は、本団体を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、本定款ならびに理事会の議決に基づいて、本団体の活動を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1) 理事会の業務内容の執行の状況を監査すること
 - 2) 本団体の財産の状況を監査すること
 - 3) 前2号の規定による監査の結果、本団体の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
 - 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - 5) 理事会の業務執行の状況または本団体の財産の状況について、理事会に意見を述べること

第14条（任期等）

1. 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。但し第 16 条による解任の場合または解任に相当する状況において辞任したと理事会が判断した場合はこの限りではない。
4. 幹事会員は、その指名した役員候補が役員の任期中にある場合でもやむをえない理由がある場合は当該役員の交替を理事会に申し出ることができる。理事会はかかる申し出があった場合はその議決により、総会の選出に代えて役員の交替を議決できる。この場合の交替後の役員は補欠による就任とみなす。

第15条（欠員補充）

役員が欠員となったときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第16条（解任）

1. 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議及び機関

第17条（会議の種別）

1. 本団体の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第18条（総会の構成）

総会は、会員をもって構成する。

第19条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散及び合併
- 3) 活動計画及収支予算並びにその変更
- 4) 活動報告及び収支決算
- 5) 役員の選任または解任、及び職務
- 6) 会費の額
- 7) 金銭の借入、債務の保証ならびに債権の放棄。但し、第 45 条第 2 項に定める短期借入金はこの

限りでない

- 8) 事務局の組織及び運営
- 9) その他運営に関する重要事項 等

第20条 (総会の開催)

1. 通常総会は、毎1回、活動年度終了後90日以内に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - 2) 幹事会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - 3) 監事が第13条第2号4項の規定に基づいて召集するとき

第21条 (総会の招集)

1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 前項の通知は、各会員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第22条 (総会の議長)

総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるとき、または欠員のときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代行する。

第23条 (総会の定足数)

総会は、幹事会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第24条 (総会の議決)

1. 総会における議決事項は、第21条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した幹事会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条 (総会での表決権等)

1. 各幹事会員の表決権は平等なものとする。
2. やむを得ない理由により総会に出席できない幹事会員は、あらかじめ通知された事項について書面

をもって表決し、または他の幹事会員、会長もしくは総会議長を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した幹事会員は、前 23 条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有すると議長が判断する幹事会員は、その議事の議決に加わることができない。

第26条 (総会の議事録)

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 日時及び場所
 - 2) 幹事会員総数ならびに議決権総数及び出席者数ならびに出席議決権総数(書面による表決者、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名しなければならない。

第27条 (理事会の構成)

理事会は理事をもって構成する。

第28条 (理事会の権能)

理事会は、以下の事項について議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項 等

第29条 (理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めるとき
2. 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

第30条 (理事会の招集)

1. 理事会は、会長が招集する。
2. 会長は、第 29 条第 2 号の規定による請求の要求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
4. 前項の通知は、各幹事会員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

第31条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるとき、または欠員のときは、会長があらかじめ指名した順序によって、副会長がその職務を代行する。

第32条（理事会の定足数）

理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第33条（理事会の議決）

1. 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第34条（理事会での表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なものとする。
2. やむを得ない理由により委員会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前23条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第35条（理事会の議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1) 日時及び場所
 - 2) 理事総数及び出席者数ならびに出席者氏名（書面による表決者、表決委任者がある場合にあっては、その各々の数ならびに氏名を付記すること）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 資産及び会計

第36条（資産の構成）

1. 本団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - 2) 会費
 - 3) 寄附金品
 - 4) 財産から生ずる収入
 - 5) 活動に伴う収入
 - 6) その他の収入
2. 本団体の支出は資産をもって賄うことを原則とする。

第37条（資産の管理）

本団体の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第38条（会計の原則）

本団体の会計は、次に掲げる原則に従って行わなければならない。

1. 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
2. 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること
3. 採用する会計処理の基準及び手続については、毎活動年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと

第39条（活動年度）

本団体の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第40条（活動計画及び予算）

本団体の活動計画及びこれに伴う収支予算は、活動年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

第41条（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、活動年度開始の日から総会の議決のあるときまで、ならびにやむを得ない理由により予算が成立しないときは予算成立の日まで、前活動年度の予算に準じて収入支出することができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第42条（予備費）

1. 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第43条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第44条（活動報告及び決算）

1. 本団体の活動報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は、毎活動年度終了後 2 月以内に会長が作成し、理事会の審議を受け、毎活動年度終了の日から 3 ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。
2. 決算上余剰金を生じたときは、次活動年度に繰り越すものとする。

第45条（健全財政の原則）

1. 本団体の支出はその財産の範囲内でまかなうことを原則とする。
2. 前項にかかわらず、活動年度内の予定収入をもって確実に償還が可能と見込まれる場合には、年度予算総額の 50%を超えない金額の範囲で、理事会の議決を経て、短期借入金を借り入れることができる。
3. 前項に定める他、金銭の借入、第三者に対する債務の保証ならびに債権の放棄は原則としてこれを行わない。万一これら行為が必要な場合は、総会の議決を経て行わなければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

第46条（定款の変更）

本団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した幹事会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なくてはならない。

第47条（解散）

1. 本団体は、次の事由により解散する。
 - 1) 総会の決議
 - 2) 目的の達成のために行う活動の成功の不能
 - 3) 幹事会員の欠亡
 - 4) 合併
 - 5) 破産
2. 前項第 1 号の事由により解散するときは、幹事会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第48条（清算人の選任）

本団体が解散したときは、会長が清算人となる。但し、合併による解散の場合を除く。

第49条（残余財産の帰属先）

本団体が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、解散の総会で定めるところにより、幹事会員に帰属するものとする。

第50条（合併）

本団体が合併しようとするときは、総会において幹事会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第7章 情報の開示

第51条（情報の開示）

法令の定めもしくは官公署の正規の要求による場合のほか、本団体の財務ならびに業務に関する情報の開示は、理事会においてその可否ならびに内容を決定するものとする。

第8章 雑則

（細則）

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、会長がこれを定める。

附則

1. 本定款は、本団体の成立の日から施行する。
第1版 2011年5月25日
2. 本団体の設立当初の役員は次のとおりとする。
会長 安田 浩
3. 本団体の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、本団体の成立の日から2013年の総会の日までとする。
4. 団体の設立当初の活動年度は、第39条の規定にかかわらず本団体の成立の日から2013年3月31日までとする。

第2号議案 第一期活動計画承認の件

◇活動内容

本団体では、活動を以下の三つの部会に分けて行う。

1) 利用部会

スマートフォンの安全利用促進のための『事実』に基づいた情報の収集とその共有のための情報発信を行う

- (ア) 利用ガイドライン WG
- (イ) 利用シチュエーションと要求セキュリティの体系化 WG(仮称)
- (ウ) 事例研究 WG

2) 技術部会

スマートフォンを安全に利用するための技術的な調査・研究・議論を行う

- (ア) 脆弱性 WG
- (イ) デバイス WG
- (ウ) アプリケーション WG
- (エ) ネットワーク WG

3) 普及啓発部会

JSSEC の普及、啓発を促進するための活動を行う

- (ア) 情報発信活動
- (イ) 普及啓発活動

以下、各部会の概要について記述する。

1)利用部会

部会リーダー候補:郷間佳市郎(日立情報システムズ)、貞金佳尚(ナバヨアジア)

部会サブリーダー候補:谷本重和(アビニシオ・リサーチ)、

松下綾子(アルプスシステムインテグレーション)

川村和広(ゲネシスコンマース)

○ 部会の目的および目指す成果:

スマートフォンの安全利用促進のための『事実』に基づいた情報の収集とその共有のための情報発信を目的とする。

○ 年間計画(概要):

- ・ 2011年10月を目標にWG成果を報告(報告方式は各WGで検討)
- ・ 成果の公開は幹事会にて承認を得た上で公開する(11年12月目標)
- ・ 一般に公開できる内容を前提(非公開情報は含めないことが基本方針)

(ア)利用ガイドラインWG(リーダー/松下綾子、サブ/川村和広)

1. 目的:スマートフォンの利用状況に沿った安全利用のためのガイドラインを策定

2. 活動内容:

- (1)法人がスマートフォンを業務利用する際に必要なセキュリティガイドラインを策定する。
- (2)事例体系化を経て整理された事実に基づき、ユーザの利用シーンに合わせたガイドラインとする。
- (3)ガイドラインは、概要に加え、事例体系化から得た分析結果を踏まえて広い用途で実践的に利用できるものをめざす。

3. 成果物:ガイドラインの作成(8月にβ版、10月に第1版を発表)

(イ)利用シチュエーションと要求セキュリティの体系化WG(仮称)

(リーダー/谷本重和、サブ/西本逸郎)

1. 目的:スマートフォンの利用状況についての体系化の検討

2. 活動内容:Smart phones (SP)利用者の分類とその検討を行う。

(ex. 企業のSP利用目的・導入規模・SP市場動向を前提)

- (1)SPを利用する際、どのような危殆的状況が想定されるかを検討する。
- (2)本WGでは、特に、SPユーザの利用シーンを想定・着目し、脅威に至る情報セキュリティの諸問題について取り扱う。
- (3)上記(1)と(2)の利用についての、SPセキュリティの体系化を試みる。

3. 成果物:

(1)【利用部会報告書】

『利用シチュエーションと要求セキュリティの体系化ワーキンググループ』

成果報告書

(2)【SP マトリックス】for User

- ・ SP の利用シーン(ワークフロー、メール、業務システム、自前のウェブなど利用する場合)における内在するリスクや脆弱性を、各セグメントにおいて検討する。
- ・ 組織が SP セキュリティ対策を講じるための、汎用的、かつ網羅的なマトリックスを作成する。
- ・ 技術部会への情報を、ユーザ視点でとらえ提供する。

(ウ)事例研究 WG(リーダー/郷間佳市郎、サブ/貞金佳尚)

1. 目的: 導入事例についての調査・研究を実施

2. 活動内容:

(1) 利用ガイドラインWG、及び体系化WGの成果を現実と比較確認のための事例の収集

(2) 参加企業から紹介のあった導入事例を事例講座として適宜紹介

3. 成果物: 事例講座の開催

2)技術部会

部会リーダー候補:谷田部 茂(シスコシステムズ)

部会サブリーダー候補:谷本 重和(アビニシオ・リサーチ)

○ スマートフォンを安全に利用するための技術的な調査・研究・議論を行う。具体的には4ワークグループで構成し成果物を公開する事で、日本におけるスマートフォン利用の安全性向上に寄与する。

○ 年間計画(概要):

- ・ 定期部会は年二回開催、その他、必要に応じて開催する
- ・ 成果物の公開時期
 - ◇ 脆弱性 DBを文書ベースで6月頃から公開(予定)
 - ◇ マルウェアに関する情報提供を7月頃から開始(目標)
 - ◇ その他の成果物については完成次第公開
- ・ 希望があれば、イベント、セミナー開催予定の時期など
- ・ JSSEC Security Application 賞(検討)

(ア)脆弱性 WG (リーダー/えんどう やすゆき(Android セキュリティ部)、

サブ/谷田部茂(シスコシステムズ)・岩澤孝博(富士ソフト))

1. 目的:主に、スマートフォンにおける脆弱性について情報収集、情報提供を通してスマートフォン利用の安全・安心に寄与する。
2. 活動内容:スマートフォンにおける脆弱性について情報を収集し、データベース化することで、日本におけるスマートフォン脆弱性情報・対策情報の集約基地として機能する事を目指す。また、IPA など外部団体との連携を図ることで、より広範囲なセキュリティにも貢献する。
3. 成果物:
 - ・スマートフォン脆弱性情報(当初のまとめとして、ブログのようなもの)
 - ・スマートフォン脆弱性データベース(システム構築後)※これらの情報については、センシティブな情報も含まれると予想されるため、内容・提供対象を含む公開範囲について今後ワークグループ内で議論を行い決定する。

(イ)デバイス WG(リーダー/竹森敬祐(KDDI)、

サブ/八津川 直伸(日本ユニシス), 岩澤孝博(富士ソフト))

1. 目的:主に、デバイス(端末)に関するセキュリティ側面の情報収集、対策検討、情報提供等を通じて、スマートフォン利用の安全・安心に寄与する。
2. 活動内容:法人利用におけるデバイスのセキュリティ課題を整理する。端末実装、OS機能、セキュリティサービスなど、多方面からデバイスの堅牢化について検討し、デバイスに施すべきセキュリティ対策のガイドライン化を目指す。

3. 成果物: デバイス堅牢化のためのセキュリティガイドライン

(ウ)アプリケーション WG(リーダー/大輪 弘詳(トレンドマイクロ)、

サブ/前田 典彦(カスペルスキー)、竹森敬祐(KDDI)

1. 目的: 主に、アプリケーションに関するセキュリティ側面の情報収集、対策検討、情報提供等を通じて、スマートフォン利用の安全・安心に寄与する。

2. 活動内容:

2-1.【マルウェア】

マルウェア対策技術/対策サービス、マルウェアソーシングなどについての研究・情報交換・検討による成果を元に、セキュアなスマートフォン利用に貢献する。

2-2.【マーケット】

- ・ 法人利用における安全なアプリケーションの基準(マルウェアの定義)を明確にする。
- ・ アプリケーションの安全性に関する審査基準を策定することで、マーケットサイド、利用者サイドが安心して利用できるアプリケーションを明らかにする。
- ・ アプリケーション開発者に対して、安全なアプリケーションを開発するためのガイドライン化を目指す。

3. 成果物:

3-1.【マルウェア】

- ・ マルウェア対策アプリケーション、サービス選定ガイドライン
- ・ スマートフォンを対象とした広範囲に渡る影響の予想されるマルウェアが出現した場合の注意喚起及び対策等の情報提供

3-2.【マーケット】

- ・ 安全なアプリケーションの審査基準
- ・ アプリケーション開発者向けセキュリティガイドライン

(エ)ネットワーク WG(リーダー/清水 健(新日本無線)、相原 弘明(ネットマークス))

1. 目的: 主に、ネットワークに関するセキュリティ側面の情報収集、対策検討、情報提供等を通じて、スマートフォン利用の安全・安心に寄与する。

2. 活動内容: 端末認証・サービス(アプリケーション)認証として堅牢な認証方法を技術仕様書としてまとめることで、スマートフォンの法人利用における安全性の確保に寄与する。

3. 成果物: - 認証方法に関する技術仕様書

3)普及啓発部会

部会リーダー候補: 西本逸郎

○ 部会の目的および目指す成果:

JSSEC の普及、啓発を促進するための活動を行う。

○ 年間計画(概要):

(ア)情報発信活動

- ・成果発表会 10月予定
- ・シンポジウムの開催 2月予定
- ・ホームページでの情報公開
- ・Facebook、Twitter等を活用した情報発信

(イ)普及啓発活動

- ・アプリケーションコンテスト(未定)の企画・検討
- ・Press等への企画・調整

第3号議案 第一期予算承認の件

2011年5月25日～2012年3月31日

第一期収支予算は、次の通りとする。

日本スマートフォンセキュリティフォーラム

I 収入の部	金額（単位：円）	
1. 会費収入		
幹事会員	20社	4,800,000
正会員	60社	3,600,000
	当期収入合計	8,400,000
II 支出の部		
1. 事業費		
情報提供事業		1,000,000
技術調査・研究事業		1,000,000
普及啓発事業		1,000,000
	事業経費計	3,000,000
2. 管理費		
人件費	補助人件費等	100,000
外注費		300,000
通信費	切手・電話代	60,000
賃借料		50,000
荷造運搬費	宅配便等	30,000
事務用品費		50,000
消耗品費		20,000
印刷費	名刺、封筒、大量印刷等	200,000
会場運営費	会場費	200,000
会議費	懇親会、会議お茶代等	300,000
旅費交通費	事務局交通費等	30,000
業務委託費	事務局運営費	3,000,000
租税公課	印紙代等	10,000
支払手数料	振込料等	50,000
雑費		50,000
	管理経費計	4,450,000
3. 予備費		950,000
	予備費計	950,000
支出合計		8,400,000
当期収支差額		0
次期繰越差額		0

※事業費とはセミナーや調査研究活動などを行うために必要な経費であり、各部会の活動に対して配賦します。

※事務所家賃、光熱費は業務委託費に含まれます

第4号議案 理事・監事選任の件

会 長

安田 浩 東京電機大学

副会長

柳澤 隆治 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

増田 和彦 KDDI株式会社

シャープ株式会社

理 事

(社名昇順)

西田 純隆 株式会社インフォセック

小野 喜代志 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社

加賀山 進 株式会社カスペルスキー

秋田 健太郎 サイバーソリューションズ株式会社

北村 裕司 サイバートラスト株式会社

中村 俊一 株式会社シーイーシーソリューションズ

木下 剛 シスコシステムズ合同会社

村上 智 株式会社シマンテック

鎌田 信夫 株式会社ソリトンシステムズ

小屋 晋吾 トレンドマイクロ株式会社

下村 正洋 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会

大西 新二 株式会社ネクストジェン

郷間 佳市郎 株式会社日立情報システムズ

三本 幸司 富士ソフト株式会社

田中 辰夫 マカフィー株式会社

西本 逸郎 株式会社ラック

監 事

丸山 満彦 デロイト トーマツ リスクサービス株式会社

